

9.12 景観に係る環境影響評価の結果の概要

調査結果	<p>○主要な眺望点の状況 石垣島は、サンゴ礁や川平湾や平久保崎などすぐれた景観資源が存在している。事業実施区域周辺では、カラ岳が地域のシンボルとして主要な眺望点となっている。また、海洋ビヤの隠れる海上からの眺望点があげられる。</p> <p>○景観資源の状況 事業実施区域及びその周辺は、固結石灰岩及び砂岩からなる宮良層の浸食によって形成された残丘や、海成段丘などが主要な景観資源であり、連続的に分布する残丘群と海成段丘に囲まれた地域が景観区を形成している。この他、海岸線にみられる防風林やサンゴ礁の海も景観資源となっている。</p> <p>○主要な眺望景観 眺望景観調査地点は、最も典型的な地点特性を把握できる地点を眺望景観の代表とし、国道390号からの通過利用によるカラ岳や遠方の山並み、海等を選定した。</p> <p>○圍繞景観 この地域における圍繞景観については、地形、植生、土地利用の状況を重ね合わせた結果、14の景観区を構成していた。</p>				
	計画検討に当たり講じた環境保全配慮・環境保全措置	予測結果	評価結果	環境保全措置	事後調査及び環境監視
土地又は工作物の存在及び供用	<p>環境保全配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カラ岳の切削後の切削面については、厚層基材吹付け等を行う他、現地の植物を利用する緑化対策を行う。</li> <li>・法面や滑走路周辺の緑化は、現地の植物を利用する。</li> </ul>	<p>○主要な眺望点の変化 カラ岳の眺望は、カラ岳の一部が切削されることになるが、環境保全配慮として、カラ岳の切削面は緑化することとしており、草地で覆われたカラ岳の眺望の変化は小さく、地域のシンボルとしてのカラ岳の眺望の変化は小さいものと予測される。 白保集落地先の海上からの眺望は、事業実施区域がほとんど視認できないことから、変化は極めて小さいものと予測される。</p> <p>○景観資源の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・残丘 残丘群のうち、カラ岳の一部は、切削されることから、形状が変化することとなる。しかし、環境保全配慮として、カラ岳切削面は緑化することとしており、草地で覆われたカラ岳の景観資源の変化は小さいものと予測される。</li> <li>・海成段丘 改変される面積は、石垣市の67.67km<sup>2</sup>のうち、約1.8%に相当する1.24km<sup>2</sup>であり、海成段丘そのものの変化の程度は極めて小さいものと予測される。</li> <li>・防潮林 防潮林は、北側進入灯の設置により、ごく一部の樹林が伐採されるが、改変面積が小さいことから、防潮林の変化の程度は極めて小さいものと予測される。</li> <li>・サンゴ礁 サンゴ礁は、事業による直接的な改変はなく、変化はないものと予測されていることから、景観資源としてのサンゴ礁の変化はないものと予測される。</li> </ul> <p>○主要な眺望景観の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上からの眺望景観の変化 場所により、スカイラインの変化がある。また、飛行場のターミナルビルの一部が見られるようになると予測される。改変の割合は1～3%程度である。</li> <li>・海上からの眺望景観の変化 場所により、ターミナルビルや空港法面、カラ岳の切削箇所が見られるようになると予測される。改変の割合は1%程度である。</li> <li>・カラ岳の眺望景観の変化 将来は、カラ岳の切削による地形の変化が視認され、樹林帯の間からは、飛行場の法面も視認できる。また、スカイラインの変化が予想される。ただし、カラ岳の切削面や飛行場の法面は、緑化することで変化の程度は低減されているものと予測される。</li> <li>・カラ岳からの眺望景観の変化 将来は、ゴルフ場の多くが改変され、ターミナルビル、エプロンなどが見られるようになると予測される。改変の割合は4～8%程度である。</li> </ul> <p>○圍繞景観の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通価値 自然度の高い「段丘-山地林」や「海浜植生」の自然植生は、事業による改変はなく、自然性の価値の変化はない。「段丘-残丘-低地-草地」は、事業による改変で場の消失が生じるが、事業の計画検討に当たって講じた環境保全配慮として、飛行場内や法面の緑化を行うことから、自然性の価値の変化は小さいものと考えられる。「段丘-二次林」、「残丘-植林」については面積が減少するものの、周辺に同様の価値をもった場所が多く存在することから、自然性の価値の変化は小さいと考えられる。「段丘-牧草地」や「段丘-耕作地」は、国道390号の付け替えにより、将来も現況と類似した景観区となることから、利用性の価値の変化は小さいと考えられる。 ゴルフ場の大半は事業により改変され、ゴルフ場の持っている「段丘-草地-ゴルフ場」の芝や「段丘-二次林」の樹林帯で構成される自然性や快適性の価値が減少する。しかしながら、限られた利用者に対する快適性はゴルフという行為を通じた空間的広がりを指標とするものであり、自然性と併せて、他ゴルフ場でも同様の快適性を認識することができると考えられる。また、飛行場内を緑化することで、現在のゴルフ場の「段丘-草地」の要素に近い景観を創出することになる。したがって、ゴルフ場の変化は、利用性が低いこと、類似の景観を創出することから、変化は小さいと予測される。</li> <li>・固有価値 事業の影響は、海域に及ばないことから、海域での郷土性や固有性といった価値認識に変化はない。また、郷土性の価値があるカラ岳については、山腹の一部を切削するものの、山の頂上の切削を行わないこと、北側の大里集落からの眺望に変化がないこと、環境保全配慮として、切削面を緑化することにより、郷土性の価値認識の変化は小さいと予測される。</li> </ul>	<p>◎環境影響の回避・低減の検討 事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、以下に示すとおり、環境影響の程度は極めて小さいものと判断されることから、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望点の変化 カラ岳の一部が切削されることでカラ岳の眺望が変化するが、環境保全配慮として、緑化対策を講ずることにより、地域のシンボルとしてのカラ岳の眺望の変化は小さいものと予測されること、白保集落地先の海上からの眺望は、事業実施区域がほとんど視認できないことから、変化は極めて小さいものと予測されることから、環境影響の程度は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されている。</li> <li>・景観資源の変化 飛行場が存在することによる景観資源である残丘、海成段丘の一部が改変されるが、環境保全配慮として、緑化対策を講ずることにより、改変の程度は極めて小さいものと予測され、環境影響の程度は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されている。</li> <li>・主要な眺望景観の変化 主要な眺望景観の変化があると予測される地点は、事業実施区域東側の農道、カラ岳、カラ岳から海域方向、宮良台地、カラ岳（近景）であったが、環境保全配慮として、飛行場内や法面、カラ岳の切削面を緑化することにより、主要な眺望景観に及ぼす環境影響の程度は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されている。</li> <li>・圍繞景観 圍繞景観の普通価値において、ゴルフ場については、大半が事業により改変され、ゴルフ場の持っている「段丘-二次林、草地」の価値は減少し、限られた利用者に対する快適性も消失するが、ゴルフ場の「段丘-二次林、草地」の景観区の変化は、利用性が低いこと、価値認識が代替できることから影響は極めて小さいものと予測される。また、自然性の価値が高いと考えられる「段丘-山地林」、「海浜植生」に変化がないこと、「段丘-残丘-低地-草地」について、場の消失が生じるものの、事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮として、飛行場内、法面、カラ岳切削箇所では緑化を行うことから自然性の価値の減少は低減されると予測される。 固有価値は、価値が高いと考えられる郷土性や固有性の変化が極めて小さいことから、価値の変化の程度は極めて小さいものと予測される。 以上のことから、環境保全配慮として、飛行場内や法面、カラ岳の切削面を緑化することにより、圍繞景観の普通価値及び固有価値に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいと判断され、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されている。</li> </ul> <p>◎国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価 沖縄県が平成15年4月に策定した沖縄県環境基本計画によると、「人と自然が共生する潤いのある地域づくり」に向けた緑・水辺・景観の保全と創造に係る施策として、「良好な自然・農村景観の保全と創造」を推進することとしており、これを環境保全の基準又は目標とする。 事業の計画検討に当たり講じた緑化等の環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、主要な眺望点、景観資源、主要な眺望景観及び圍繞景観の変化は小さいものと考えられることから、環境保全の基準又は目標との整合性は図られているものと評価した。</p>	<p>事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、環境影響の程度は極めて小さいものと判断された。</p>	<p>環境保全措置を講じないことから事後調査の必要はないと判断した。</p>